ジブチ	スーダン	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル
ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	CFAフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ
8,100	294	26,000	98,000	94	10,650	667	26,000	26,000	500	143,000
16,100	588	53,000	196,000	189	21,300	1,333	53,000	53,000	1,000	286,000
8,100	294	26,000	98,000	94	10,650	667	26,000	26,000	500	143,000

マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
マラウイ・クワチャ	CFAフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
31,300	26,000	670	1,754	1,620	15,600	2,510	455	63	35,700
62,500	53,000	1,345	3,509	3,240	31,300	5,030	910	127	71,400
31,300	26,000	670	1,754	1,620	15,600	2,510	455	63	35,700

附　則

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十三日

外務大臣　岸田　文雄

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。